

## 博物館法の課題～断章

京都国立博物館副館長

栗原 祐 司

現行博物館法が抱える総論的な課題については、これまで多くの識者が述べてきたとおりだが、現場では博物館法に起因する知られざる問題点がいくつか存在し、いまなお未解決のものもある。本稿では、それらを紹介し、来るべき博物館法改正に向けた参考の一助としたい。

### 1. 登録博物館としての野外博物館

登録博物館の要件は、博物館法第12条に定めるとおりだが、近年は「必要な建物」を持たないデジタル・ミュージアムやいわゆるエコ・ミュージアム等も全国各地に存在する。いわゆる「野外博物館」や「街角博物館」は多種多様で、来たるべき博物館法改正に際しては、どこまでを法の対象範囲とするか、厳密な議論が必要である。国指定天然記念物である樹叢を中心とする野外博物館が登録博物館であったこともあり、落合知子「我が国最初の登録野外博物館」(『野外博物館の研究』2009年 雄山閣)に準拠しながら、これがどういう考え方で登録博物館となったのかを紹介する。

富山県朝日町(旧宮崎村)に所在する「宮崎自然博物館」は、鹿島神社とその社叢を形成する国指定天然記念物(1936年指定)の鹿島樹叢を核としたいわゆる野外博物館であり、博物館法制定直後の1952(昭和27)年に登録博物館となった。宮崎自然博物館は、1935(昭和10)年頃から活動が始まり、古くは棚橋源太郎が我が国に紹介し

たアメリカの国立公園の「路傍博物館」の概念を導入したもので、当初は「宮崎自然博物館」と称した。設立は1949(昭和24)年であり、1955(昭和30)年の出版物である『動物及び植物目録』の序文には、木場一夫及び鶴田総一郎の氏名が記述されており、二人の博物館学者の関与を窺い知ることができる。落合によれば、同館は、鹿島神社宮司及び宮崎小学校理科教員が人文系学芸員(2名)及び自然系学芸員(2名)の暫定資格を取得し、宮司は文部省による1954(昭和29)年度の学芸員研修で学芸員資格を取得しているという。

同館は、自然環境、歴史、民俗、芸能等の総合的な分野に基づいて設立された野外博物館であり、民家や歴史建造物等を移築して設立された野外博物館とは趣を異にする。我が国の野外博物館研究の第一人者であった新井重三が同館を取り上げなかったことによって、宮崎自然博物館の名は博物館界では忘れ去られていくことになるが、博物館法制定後の草創期において、我が国初の野外博物館として登録博物館となった意義は大きい。これは、おそらく前述の木場が1943～1952年に文部省科学教育局科学教育課科学官の任にあり、鶴田もまた同課の科学館補の職にあつて、その後日本博物館協会の理事を務めていたことも無縁ではないだろう。問題は、現在資料館等の建物がないことをどう考えるかである。

言うまでもなく、博物館法第12条では、①登録要件として必要な博物館資料があること、②必要な学芸員その他の職員を有すること、③必要な

建物及び土地があること、を規定しているが、同館は①及び②は問題ないとして、③はどうだろうか。開館当初は宮崎小学校の校舎の一室を資料館としていたが、その後1954年の町村合併によって朝日町となったことに伴い廃所となった宮崎支所の建物を活用し、1955年に宮崎自然博物館資料館として開館した。しかしながら、同資料館も、昭和60年頃に老朽化に伴い取り壊され、現存していない。落合は、これをもって「宮崎自然博物館の活動は実質的に終焉を迎えたのである。」と述べているが、同館はいまなお登録博物館として富山県教育委員会の登録原簿に掲載されているのである。朝日町埋蔵文化財保存活用施設「まいぶんKAN」には学芸員がおり、同町教育委員会に学芸員有資格者もいることから、最低限の管理はしているように思われるが、開館当初理想とした博物館活動は行われていないと判断せざるを得ず、登録博物館に更新制が導入されていないがゆえ、今なお登録博物館であり続けている可能性が高い。こうした野外博物館の存在を否定するわけではないが、法が定める登録博物館であれば、行政当局による登録要件の定期的な確認と更新が必要であることを痛感するとともに、来たるべき博物館法改正に際して、こうしたいわゆるエコ・ミュージアムの扱いについて改めて議論する必要がある。

## 2. 登録博物館としての植物園

動物園、植物園及び水族館については、棚橋源太郎が「異なるところは、展示物が、動物園では、活きた動物であるのに、博物館では、剥製の標本である一点だけである（注1）」と主張し、上野動物園の古賀忠道園長がこれに同意し、関係者を調整したことなどによって博物館法の対象となったことはよく知られている。現実には教育委員会

所管の制約もあって、現在においても登録博物館である動物園、植物園及び水族館はわずかしか存在しない。特に植物園は、公園行政や環境行政の一環として位置付けられていることが多く、教育委員会が所管する例がほとんどなかったことがその理由として挙げられる。

平成30年度社会教育調査によれば、植物園112施設のうち、登録2、相当9、類似101となっており、博物館法がほとんど機能していないことがわかる。全体数は、日本植物園協会正会員が110なので、統計上はほぼ網羅されていると考えられる。

大学設置基準第39条に基づき、薬学に関する学部又は学科は「薬用植物園（薬草園）」が必置とされていることから、大学附属の薬草園は多いが、そもそも現行法において大学博物館が登録の対象になっていない。また、製薬会社も薬草園を設けているが、やはり営利企業の博物館は登録の対象になっていない。フラワーパーク等の私立植物園もあるが、一般または公益財団・社団法人が設置する植物園はそれほど多くない。登録するメリットも大きくないこともあって、結果的に登録博物館がわずか2施設ということになっているのだろう。

登録されている植物園の一つは、佐渡市立佐渡植物園で、佐渡市教育委員会社会教育課が所管している。同園は1948（昭和23）年の開園で、羽茂村青年団、羽茂公民館、新潟県立羽茂農業高等学校、羽茂村立羽茂小学校及び地元有志者の提唱により、度津神社の神苑に設置された。県下に先がけての設立であり、日本の植物学の泰斗である牧野富太郎や佐竹義輔、木村四郎などの指導を受け、本田正次、武田久吉らの来園実地指導を受けたという。園内には、自生種の代表的な植物を植栽展示しており、その数は1,300種にのぼる。以前は冬期（12～3月）は休園していたが、現在

は通年開館している。堂々たる登録博物館と言っ  
ていいだろう。

もう一つは、奈良市の春日大社神苑萬葉植物園  
である。1932（昭和7）年の開園で、来年には開  
園90周年を迎える。1927（昭和2）年に大阪朝  
日新聞社が行った天平文化宣揚運動を契機に、言  
語、植物、木草等学術上の資料を供し、かつ天平  
文化を広く一般に知らせる目的で設置された。約  
3ヘクタールの園内は萬葉集・五穀の里・椿園・  
藤の園で構成され、萬葉集に歌われた植物を中心  
に約280種を集め、萬葉植物名が今日のどの植物  
に当たるかを歌詞とともに明示している。1958  
（昭和33）年に宗教法人である春日大社が設置す  
る春日大社宝物殿（現国宝殿）とともに登録博物  
館となったが、数年前に筆者が同園に電話で確認  
したところ、同園には学芸員はいないとのことだ  
であった。おそらく、実態としては国宝殿の学芸員  
が兼務することによって登録博物館の要件を満た  
しているのだと思われるが、両施設の専門性はあ  
まりに異なるのではないだろうか。両施設の館長  
もおそらく宮司等の兼務であろう。

実は、佐渡植物園も、学芸員が2名配置されて  
いるとはいえ、同市の佐渡博物館及び相川郷土博  
物（いずれも登録博物館）との兼務であり、いず  
れも植物学の専門ではなく、実態としては臨時職  
員2名で管理しているのが実態である。

博物館法では、「博物館に、館長を置く。」（第  
4条第1項）、「博物館に、専門的職員として学芸  
員を置く。」（同条第3項）として規定しており、  
行政指導上非常勤や兼務でもよいことになってい  
るので、法令上の問題はないとはいえ、博物館法  
が理想とする植物園としての運営がなされてい  
るかどうかは疑問の残るところである。仮にかつて  
は専属の学芸員はいたけれども今はないのであ  
れば、やはり1. で述べたように、登録制度の更  
新性の導入が必要であることの証左となる。また、

佐渡植物園も春日大社神苑萬葉植物園も、日本植  
物園協会の正会員ではないことを、どのように考  
えたらいいのだろうか。新たな博物館制度は、こ  
うした実態を踏まえた検討を行う必要があるだろ  
う。

なお、植物園に関しては、絶滅のおそれのある  
野生動植物の種の国際取引に関する条約（いわゆ  
る「ワシントン条約」）上認められている「科学  
施設」の認定が日本では行われていなかったため、  
ラン等の輸出入が事実上不可能で、長年の課題に  
なっていた。しかしながら、2019（令和元）年4  
月に経済産業省の「ワシントン条約第7条第6項  
に基づく研究施設登録の制度構築に関する検討会  
議」が必要な制度整備を行うべきとの報告をまと  
め、「科学施設」の対象に、登録博物館及び博物  
館相当施設も含むこととされた。これを受けて、  
同年10月1日から科学施設登録制度が開始され  
ており、登録及び相当の一つのメリットになって  
いるが、大学法人（国立、公立、私立）や国立研  
究開発法人も対象となっているため、どこまで効  
果が大きいかは疑問である。

### 3. 博物館相当施設と国立博物館等

国立博物館等が博物館法の対象でないことは、  
言うまでもなく法制定当時から永年の課題となっ  
ている。博物館法10周年を記念して行われた座  
談会を掲載した「博物館研究」1961（昭和36）  
年12月号で、鶴田総一郎の「登録施設はファース  
トクラスであり、相当施設はそれ以下であるよ  
うに思われる。」との問いかけに対し、内田英二  
（元文部省社会教育局視学官）は「そういう考え  
はなかったですね。」と答え、近藤春文（文部省  
元社会教育施設課長）は「相当施設はトップクラ  
スの方が多く、放っておいても伸びる。登録の方  
は法律で何とかしないと落ちてしまう。むしろ登

録の方をのびし、のぞましいところまでもって行きたいと思ったのである。」と述べている。さらに、鬼山信一（国立科学博物館庶務部長）が「そうすると相当施設の方が登録博物館の指導的立場にあるわけですか。」との問いかけに、内田、近藤、そして古賀忠道（上野動物園長）が「考え方としてはそういうものもあった。」と答え、鬼山が「つまり相当施設というのは相当高度な施設を持っているものもので、低いところが登録ですか。」と問い返すと、内田は「はっきり言うのは危険であるが概してそうだったのでしょうか。」と答えている。その上で近藤は、国立博物館が設置法等で制約を受けることもあって博物館法の対象にはなじまないが、「色々な形で千差万別なものを、博物館法に入れる糸口を発見しようということがあったから、結局いま言われた相当施設と登録とアンバランスではないか、という感じは持っていなかった。」と述べている。

この考え方は、現在の我々からすれば、かなり違和感がある。筆者らが博物館法制定時の文部省の担当官で近藤の部下であった川崎繁氏に生前お話を聞いた際には、「相当施設は登録博物館の予備群であって、数的にはここが一番多くなると考えていた。」と述べていた。また、その要件についても、相当施設は「学芸員に相当する職員がいること」や「一年を通じて百日以上開館すること」（博物館法施行規則第20条）とされているなど、明らかに登録博物館の要件よりも緩くなっている。そもそも、1955年の法改正に際して、従来附則の規定に基づいて行われていた相当施設の指定を法第29条において明確に規定した趣旨は、「博物館相当施設の指定が、当該施設の教育活動を促進助長する上に大きな成果を収めているので、指導助言等を与えるなど準博物館としての規定を明確にし、博物館の総合的な発展に資するよう規定したものである。」（昭和30年7月25日文

社施100号社会教育長通知）（下線筆者）とされている。「準博物館」というのは、通常「登録博物館に準ずる施設」という解釈をするべきであり、「相当施設の方が登録博物館の指導的立場にある」というような考えは、公文書上では確認できず、このことについて国会でも特に質疑はなされていない。

1998（平成10）年には、生涯学習局長通知によって、地方公共団体の長等が所管する公立博物館についても、相当施設として指定できるよう取り扱いを変更している。筆者は、地教行法等の関係から、行政指導で法に基づく指定の取り扱いを変更したのは問題があると考えているが、いずれにせよ「相当施設はトップクラスの方に多く、放っておいても伸びる」と考えている博物館関係者は現状においてはほとんどいないと言ってよいだろう。おそらく時代の推移とともに館相当施設の捉え方が、行政当局において変わってきたと言うしかあるまい。

さて、2001年4月から国立博物館3館、国立美術館4館（注2）及び国立科学博物館は、国の施設等機関から独立行政法人が設置者となった。もともとこれらは博物館相当施設に指定されていたが、設置者が変更になったことに伴い、改めて文部科学大臣に申請する必要があったが、指定されたのは2005年1月であった。この空白期間について改めて調べてみると、文部科学省の不作為によるものであったことが確認された。

事実関係から説明すると、国立博物館等は、「独立行政法人の業務実施の円滑化等の関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第220号）」第13条により、博物館法第2条第1項が改正され（注3）、登録博物館の対象から除くとともに、相当施設の対象とし、文部科学大臣の指定を受けることとされた。また、「独立行政法人通則法の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政



令（平成12年政令第326号）」第43条において、各個別法の規定により国に対してされた認可、承認、指定等の処分であって、同政令に規定されたものは、独立行政法人成立後も、当該独立行政法人にされたものとみなされる旨の規定が置かれてた（注4）。しかしながら、同法において博物館法の適用に関する経過措置については措置されなかったため、従前国の施設として受けていた相当施設の指定が、独立行政法人化後の施設に引き継がれなかったのである。その理由について、当時の担当者の話によれば、政令第43条による経過措置もとりえたが、施設数が少ないことと、独法化に当たり施設の運営に自主性・自立性が求められるため、引き続き相当施設としての指定を受けるか否かは独法化後の各施設の判断によるべきことという考えの下、再申請により措置することとしたとのことであった。（下線筆者）

そうであれば、独法化による博物館法第29条の改正に伴い、博物館法施行規則第19条等で規定されている相当施設の指定を受ける際に必要となる申請の手続きに関して、独立行政法人を追加する等の改正を直ちに行う必要があったにも関わらず、この改正が行われたのは、国立大学法人化がなされた後の2003（平成15）年12月のことであった（博物館法施行規則の一部を改正する省令）。2004（平成16）年に入って、ようやく文部科学省社会教育課は各独法に再申請手続きを依頼しており、同年5月27日付けの各独法担当課長宛て事務連絡には、「平成13年4月1日より独立行政法人化された貴法人の施設におかれましても、本来であれば「博物館に相当する施設」としての指定の手続きが必要であったところですが、貴法人の独立行政法人化の際に、当課より博物館相当施設の指定を受けるための手続きについて、ご案内をしていなかったこともあり、今までのところ貴法人からの申請は行われていない状況と

なっております。」とある。正確には、案内の有無に関わらず、そもそも省令上申請の手続きが規定されていなかったわけだから、再申請しようにも法令上何ら根拠がない状態が続いていたのである。その後、国立博物館等は2005（平成17）年1月28日に指定が行われたが、4年余りにわたってこうした状況にあったことを独立行政法人側は何も知らされておらず、継続して相当施設の指定を受けていると認識していたことは、もう一つの問題として指摘できるだろう。

問題点を整理すると、まず、政令第43条による経過措置をとっていれば、このような事態にはならなかったはずであり、文部省が「引き続き相当施設としての指定を受けるか否かは独法化後の各施設の判断によるべきこと」と判断したのであれば、その時点で独法化される各国立博物館等に知らせるべきではなかったか。もとより、社会教育課としては、国立博物館等の独法化を契機として、法制定以来の課題である国立博物館を登録博物館の対象とすることも検討するべきであったろう。このことは一括法では処理できないため、別途博物館法の改正を行う必要があるが、それを検討した形跡はなく、最初から従前通り国立博物館等は独法化後も同じ扱いにすると決まっていたようである。だが、前述の制定当時から議論を踏まえれば、国立博物館等を相当施設としたのは、まさに国としての政策であって、独立行政法人になったからといって「相当施設としての指定を受けるか否かは独法化後の各施設の判断によるべきこと」とすること自体、博物館政策としていかなものだろうか。国立博物館はナショナル・センターとしての役割があり、独法化後もその関係は変わらないわけだから、筆者は、そもそも最初の時点で判断が間違っていたように思われてならない。

二つ目の問題は、4年余りにわたって相当施設

の指定が解除されていたことを独立行政法人側が認識していなかったのは、まさに登録・相当制度に更新制度が導入されていないことで惹起した問題であろう。少なくとも年に1回は登録又は相当施設の現状をチェックしていれば、この問題にもっと早く気づいたはずである。1. で述べた課題がここでもまた顕在化したと言えよう。

三つ目には、各種団体の助成金等の交付要件によっては、登録・相当施設であることを条件としている場合もあり、仮に4年余りにわたる相当施設指定の空白期間中、国立博物館等が助成金を受けていたとしたら、もともと申請資格がなかったことから、交付自体が取り消しになった可能性もある。多くの交付要件では、国の施設であることを一つの要件としている場合が多いため、そうした事態は生じてなかったようだが、一步間違えば4. で後述するような訴訟案件になる可能性もあったことを指摘しておきたい。

蛇足ながら、その後多くの特殊法人が独立行政法人となったが、従来特殊法人は設置されている都道府県教育委員会が相当施設の指定を行っていたが、独立行政法人化に伴い、都道府県教育委員会ではなく文部科学大臣が指定することになった(法第29条)。しかしながら、筆者の知る限りでは、独法化後も教育委員会による指定が継続している例がある。法に基づく適切な行政措置を望みたい。

#### 4. 登録をめぐる訴訟案件

登録博物館のメリットがないとよく言われるが、依然として私立博物館には、土地等の譲渡を受けた場合の所得税の特別控除や地方税法等の優遇が適用されるなどのメリットが存在し、特に公益法人改革以前は、不動産取得税や固定資産税及びの免除など大きな利点があり、過去には訴訟案件になったものもある。一般に、法令や行政指導と

同様、国会答弁や裁判所での判例が政府の公権的解釈又は見解として特別な法的意味を有する場合もあり、ここでは、具体的な訴訟案件について紹介する。

A博物館は、1972(昭和47)年に開館し、1996(平成8)年6月に博物館相当施設に指定された。2004年12月に財団法人の設立がB県教育委員会から許可されたことから、翌2005年11月、博物館登録の申請を行ったところ、2006年2月に登録不可との通知がなされた。同法人はこれを不服とし、同年7月にB県を提訴したが、最終的に2007年8月、神戸地方裁判所において被告B県教育委員会の全面勝訴の判決が言い渡された(注5)。

原告(財団法人理事長)の請求の趣旨は、主に①B県教育委員会の博物館として登録できないとの処分を取り消す、②B県教育委員会は、A博物館を博物館登録する、③不動産取得税、固定資産税及びその延滞金並びに損害金の支払い、④訴訟費用の被告負担の4点で、原告の主張は、被告が博物館法を正しく理解しないで間違った解釈と理解から行われた違法な処分である点や、被告の裁量権の濫用によって数多くの資料の製作と提出を求められたため、多大の時間と旅費等の経費を必要とし、他の仕事ができず損害を生じたというものであった。

これに対し、被告(B県)は、本件処分は必要な手続きに基づく審査を実施した結果、原告の博物館は博物館法第12条各号の要件を備えていないとの処分がなされたのであって、本件処分が適法なものであることは明らかであること、仮に原告主張の損害があるとしても、何ら本件処分とは因果関係がなく、原告の税金及び延滞金は、原告自らが納付すべきものであること、B県教育委員会が裁量権を逸脱・濫用した事実はなく、その審査において不当な資料を求めた事実もないことを

主張した。判決結果及び判決理由は、以下のとおりである。

(判決結果)

- 1 本件訴えのうち、B 県教育委員会に対する A 博物館を登録博物館として登録することの義務付けを求める訴えを却下する。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

(判決理由)

- 1 A 博物館が博物館法第 12 条第 1 号の要件を満たしていないとした B 県教育委員会の判断にその裁量権を逸脱、濫用した違法は認められず、本件処分の取消を求める本件訴えには理由がない。
- 2 A 博物館を登録博物館として登録することの義務付けを求める訴えは不合法である。
- 3 本件訴えにかかる損害賠償請求は、本件訴えに違法性はなく、同処分をした公務員の行為も違法とはいえないから、その余の点について判断するまでもなく原告の国家賠償請求は理由がない。

B 県教育委員会が A 博物館が登録博物館としての要件を満たしていないと判断した理由としては、資料データベースの不備があること、資料が収蔵ロッカーに収められているだけで標本保存技術が未確立であること、館長以下の職員がいずれも兼任もしくは嘱託職員であり、専門的職員としての学芸員がおらず、展示及び博物館資料の活用、保管に支障を来していること、さらに、来館者に対する博物館専用の窓口機能がなく、研究室や執務室も十分に整備されていないことなどが挙げられ、B 県教育委員会は学識経験者による実地検査を行い、同学識経験者の意見を徴した結果、登録は不可と判断したものであった。

本件は、登録のメリットがあるがゆえの訴訟であったと思われるが、登録審査を行う都道府県・指定都市教育委員会においては、このように提訴

される可能性もあることを踏まえた法令に基づく審査体制の整備を行うことが求められる。今後、第三者機関による審査となった場合でも、行政処分そのものは各都道府県・指定都市教育委員会が行うことは変わらないと思われ、第三者機関においても法令に準拠した適法な専門的指導を行うことが必要であろう。

次に、美術館関係の訴訟としては、富山県立近代美術館天皇コラージュ事件（最高裁判所平成 12 年）が表現の自由と美術館の展示・収蔵に関する訴訟として有名である。富山県立近代美術館の企画展「とやまの美術」に招待された大浦信行が昭和天皇の図像を部分的に引用して制作した版画連作が、同展終了後に県議会議員によって「不快」と糾弾されたことをきっかけに、週刊誌での掲載や右翼団体による抗議活動を招き、同館は同作の非公開と売却を決定し、図録を焼却した。これに対し、大浦氏を含む美術関係者や市民有志が国家賠償請求訴訟を起こした。被告側は「管理運営上の障害」と「天皇のプライバシー侵害の疑い」を理由に一連の処分を正当化したが、1998 年の富山地裁判決では、「管理運営上の障害」と「天皇のプライバシー侵害の疑い」は認めず、特別閲覧の不許可は違法としたが、作品の買戻しと図録の再版については退ける原告側の一部勝訴とした。原告被告双方ともに控訴し、2000 年の控訴審判決（名古屋高裁金沢支部）では、天皇の肖像権が制約を受けるとした一審判決を支持したが、「管理運営上の障害」を認め、原告の請求をすべて認めなかった。原告は最高裁へ上告したが棄却され、最終的に原告の全面敗訴となった。

このほか、「顔真卿自書建中告身帖」事件（最高裁判所昭和 59 年）は、著作権の保護期間が過ぎた書を所有する財団法人書道博物館が、その作品の写真乾板を入手して書籍を出版した出版社を訴えた所有権と著作権に関する判例で、最高裁判

決で美術の著作物の現作品の所有権を有していても、その表現情報の支配はできず、著作権の保護期間が過ぎた美術作品の保護はなされないとされた。

「レオナルド・フジタ」展カタログ事件（東京地裁平成元年）は、藤田君代夫人が同展で頒布された解説・紹介用のカタログが許諾を得ていないとして小学館を訴えた判例である。従来、日本の美術館では展覧会のカタログ制作を著作権法第47条の「小冊子」であるとして、無許諾で行っていた。ところが、君代夫人は、販売されているカタログは「小冊子」には当たらないとして提訴し、勝訴した。これにより、「小冊子」の解釈が明らかにされ、これ以降ほとんどの美術館では、カタログ制作に際して著作権使用料を支払うようになっていく。

「バーンズコレクション展」事件（東京地裁平成10年）では、ピカソの相続人の代表が、同展の開催に伴って主催者が原告の承諾なしに行ったカラー複製画つきの鑑賞者向け解説書の製作販売、入場券・割引引換券への複製掲載、新聞記事への複製掲載、額入り複製絵画の製作、販売が著作権を侵害すると主張して提訴し、ほぼ原告の勝訴となった。他人の著作物の新聞への掲載は、著作権法第32条（報道目的の引用）、同法第41条（事件報道のための利用）によって大幅に認められている著作権法上の免責を安易に主張する新聞社に対して、裁判所が発した警告と受けとめられている。

水族館関係では、2003（平成15）年の名古屋港水族館事件（名古屋港水族館の委託管理を受けた財団法人名古屋港水族館が入手を予定していたシャチの購入費用を支出することは違法であるとして、住民らとその差し止めを求めた住民訴訟；名古屋地裁 請求棄却・控訴（後控訴取り下げ）、2012（平成24）年の京都水族館事件（オリック

ス不動産による京都水族館の梅小路公園内の設置許可が、都市公園としての防災機能の低下、騒音被害など周辺環境に悪影響を及ぼし違法であるとして、その取り消しを求めた住民訴訟；京都地裁請求棄却・確定）、2014（平成26）年の太地町立くじらの博物館入館拒否事件（反捕鯨団体を設立し運動しているXが、太地町立くじらの博物館においてドキュメンタリー映画の撮影等を目的として入館したが、翌日条例の管理上支障があるとき入館を拒否できる規定に基づき、Xの入館を拒否するプラカードを呈示したところ、憲法第14条、19条、21条に定める思想良心に基づく不利益処遇及び外国人差別に該当するとして慰謝料及び国家賠償を請求；和歌山地裁 請求一部認容（被告は、原告に対し、11万円支払え）・確定）などがある。くじらの博物館入館拒否事件の判決では、Xはテレビ職員を伴ったり、大型機材を所持したりしていなかったことから、即座にプラカードを呈示して入館を拒否したという具体的事情に照らすと、「管理の支障を生じる相当の蓋然性がある」とまでは認められず、本件入館拒否は条例の要件を欠く違法なものであるとされた。いずれの博物館においても、威圧・迷惑行為等を行う来館者への対応は、入館を拒否するしかるべき理由と根拠を明確にしておくべきであろう。

## 5. 学芸員養成課程の今後

博物館法第5条第1項第1号に基づく大学における学芸員養成課程は、法令上いわゆる課程認定が義務付けられていない。そのため、文部科学省の社会教育課では、直近で必修科目を改正した博物館法施行規則が施行される2012（平成24）年度の前年に、新課程を設置する全ての大学を対象に博物館に関する科目のシラバス案、養成課程の教員の体制、担当する教員の研究業績書等の書



類を提出させ、2011（平成23）年8月から翌年1月にかけてヒアリングも行った。

これは、「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」第2次報告書でも指摘しているように、従来、各大学において必ずしも適切ではない科目の読み替えが行われており、文部科学省委託調査として2007（平成19）年11月に実施した「学芸員養成カリキュラムに係る調査研究」の報告書によれば、例えば「博物館経営論」を「アートプロデュース」、「芸術経営論」等の科目名で開講していたり、「博物館資料論」を「文化財保護」、「日本文化史」等のような科目に置き換えていたり、「視聴覚教育メディア論」を「地図学」、「岩石学」、「美術鑑賞」のような他の科目に置き換えている例などが散見されたためであった。そのため、改正前の現行の博物館法施行規則第1条の備考において、「博物館概論、博物館経営論、博物館資料論及び博物館情報論の単位は、これらの科目の内容を統合した科目である博物館学の単位をもって替えることができる」とされていた規定や、「博物館経営論、博物館資料論及び博物館情報論の単位は、これらの科目の内容を統合した科目である博物館学各論の単位をもって替えることができる」とされていた規定を削除し、安易な読み替えが行われないようにしたのである。

しかしながら、こうした課程認定のような手続きは、博物館法施行規則制定当初は行われていたものの、法令上は規定されていないため、学芸員養成課程を設ける大学が増えるにつれ廃止となった前例のごとく、新たな業務に対して新たな人員配置がなされることはなかったため、結局文部科学省社会教育課は司書養成課程の手続きによる業務もあり、繁忙を極めてしまうこととなり、2012（平成24）年12月21日付け事務連絡で、「学芸員養成課程の一部変更を行う際の文部科学省への届出手続の簡素化を図ること」とし、担当教員の

変更、担当教員の役職の変更、学部・学科の名称のみの変更、当該年度中における開設時期の変更、事務担当者及び代表者（学長、総長等）の変更、その他軽微な変更については、文部科学省への届出は不要とし、事実上新たに学芸員養成課程を設置する場合の届出のみとされた。協力者会議の第2次報告書において「国においても3年ごとを目途に大学での科目開講状況を調査・把握することなどを通じ、指導の徹底を図ることを求めたい」と提言していたものの、その後文化庁に移管されたこともあって、「指導の徹底」は十分に図られているとは言い難い。

改正博物館法施行規則が施行されて10年目を迎える。鷹野光行氏は、前回の改正について「（科目を）新設しなければ対応できないから新設したのであり、私の本音ではまだこれでも十分だとは考えていない。」（注6）と述べているし、青木豊氏も、「残念ながら大局的には博物館学を構成する科目群には未だ至っていないと考えられる。」（注7）と述べている。我が国の文化振興のためにも博物館を支える人材の養成は極めて重要である。今後の博物館法改正に向けた議論においては、拙速に結論を出すのではなく、博物館学関係者や大学当局との十分に協議を行った上で、我が国の将来の博物館を担う人材を育成できる制度が構築されることを期待したい。

#### 注釈

- 注1 日本社会教育学会社会教育法制研究会。1972。社会教育法制研究資料XIV。205pp。日本社会教育学会、東京。
- 注2 九州国立博物館は2005（平成17）年、国立新美術館は2007（平成19）年の開館で、いずれも独法化以降。
- 注3 博物館法第2条第1項中「その他の法人」

の下に「(独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。第29条において同じ。)を除く。)」を加える改正。

**注4** 「健康保険法等の適用に関する経過措置」として、いくつかの法律が列挙されている。

**注5** 神戸地方裁判所 平成18年(行ワ)第48号 登録博物館として登録できない旨の処

分取消請求事件

**注6** 鷹野光行. 2010. 学芸員養成の充実方策について—これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議第二次報告書から. 博物館研究, 45(12): 4-5.

**注7** 青木豊. 2010. 高度博物館学教育の実践. 博物館研究, 45(12): 6-8.